

銚子市スポーツコミュニティセンター使用料（令和元年10月～）

（単位：円）

名称	区 分		単 位	使用料 （市内）	使用料 （市外）			
スポーツコミュニティセンター使用料	格技場 弓道場	個人使用	小学校児童又は 中学校及び 高等学校生徒	午前	1人1回につき	110	165	
				午後	1人1回につき	110	165	
			その他	午前	1人1回につき	220	330	
				午後	1人1回につき	220	330	
				夜間	1人1回につき	220	330	
	格技場	専用使用	半面使用	小学校児童又は 中学校及び 高等学校生徒	午前		820	1,230
					午後		1,100	1,650
					夜間		1,650	2,475
					1日		3,220	4,830
			その他	午前		1,650	2,475	
				午後		2,200	3,300	
				夜間		3,300	4,950	
				1日		6,430	9,645	
			全面使用	小学校児童又は 中学校及び 高等学校生徒	午前		1,650	2,475
					午後		2,200	3,300
					夜間		3,300	4,950
					1日		6,430	9,645
				その他	午前		3,300	4,950
					午後		4,400	6,600
					夜間		6,600	9,900
					1日		12,870	19,305
			弓道場	専用使用	小学校児童又は中学校及び 高等学校生徒	午前		820
	午後					1,100	1,650	
	夜間					1,650	2,475	
	1日					3,220	4,830	
	その他	午前				1,650	2,475	
		午後				2,200	3,300	
		夜間				3,300	4,950	
		1日				6,430	9,645	
	和室			午前		550	825	
				午後		770	1,155	
				夜間		1,100	1,650	
				1日		2,170	3,255	
シャワー			1人1回につき	110	110			
(摘要)								
1 単位使用時間は、午前は午前9時から午後1時まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後9時まで、1日は午前9時から午後9時までとする。								
2 本市の住民でない者が使用するとき(シャワーを使用する場合を除く。)の料金は、当該規定使用料の額の5割増とする。								